

鶴見区区政会議 令和4年度第3回地域保健福祉部会

1 日時

令和5年1月31日（火） 18時30分～19時53分

2 場所

鶴見区役所 3階 302会議室

3 出席者

（委員）

綿世副部会長、勘嶋委員、宮原委員、寺井委員

（区役所）

川畠副区長、貴田政策推進担当課長、中村市民協働課長、丹葉保健福祉課長、

浅田子育て支援・保健担当課長、大川生活支援担当課長、

木村総務課政策推進担当課長代理兼市民協働課長代理、

大川市民協働課長代理、日下保健福祉課福祉担当課長代理、

上山保健福祉課保健担当課長代理、菅野保健福祉課副主幹、

仲田総務課担当係長、土井市民協働課担当係長、

更家市民協働課担当係長、辻岡市民協働課担当係長兼保健福祉課担当係長、

當麻保健福祉課担当係長、木田保健福祉課担当係長、

4 議題

1. 鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）について

2. 鶴見区将来ビジョン（案）について

3. 令和5年度鶴見区運営方針（案）について

4. その他

5 議事

開会 18時30分

○更家市民協働課担当係長 こんばんは。

今日は、三野委員と、南畠委員が欠席のご連絡をいただいている。また桑名部会長につきましても本日欠席ですので、綿世副部会長に司会をお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○綿世副部会長 よろしくお願ひします。

○更家市民協働課担当係長 それでは、ただいまから、鶴見区区政会議令和4年度第3回地域保健福祉部会を開会いたします。

本日の議題ですけれども、鶴見区地域保健福祉ビジョンについて説明をさせていただきまして、続きまして、鶴見区将来ビジョンのご説明をさせていただきます。

その後、令和5年度運営方針の変更点についてご説明をさせていただきまして、最後に勉強会ということで、以前、皆様にアンケートを取らせていただきました中で、リクエストがあった内容について、簡単に説明させていただこうと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、早速ですけれども、これより議事進行を綿世副部会長にお願いいたします。

○綿世副部会長 綿世です。今日、桑名部会長が欠席ですので、代わりに私が議事進行をさせてもらいます。

それでは、早速、議題に入らせていただきます。「鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）について」という部分です。これを事務局のから説明のほうよろしくお願ひいたします。

○日下保健福祉課福祉担当課長代理 では、まず私から議題1につきまして、具体的な説明に入る前に、本日の流れにつきまして、簡単ご説明させていただきます。

前回の部会の後、区政会議委員の皆様から、素案についてのご意見をいただきまし

た。どうもありがとうございました。

いただきましたご意見を踏まえまして、取組み内容の追記、文言の整理を行ったほか、記載誤りの修正、文言の意味をより分かりやすくするような補足などの変更を行わせていただきました。

また、前回の部会で素案の説明を行った際、説明が不十分なところがございましたので、素案に対していただいた意見と対応を踏まえながら、改めまして全体を通して、簡単にご説明させていただきたいと思います。

それでは、ご説明につきましては、担当係長の木田からさせていただきます。

○木田 保健福祉課担当係長 木田でございます。座って説明させていただきます。

それでは、まず、前回ご説明いたしました、「鶴見区地域保健福祉ビジョン（素案）に対する意見とその対応」につきまして、資料2に基づきまして、ご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

1つ目の勘崎委員からは「専門用語が多く、スピードが速く、私にとっては考える間もなく話が進むので、分かりやすく話してほしい。」とのご意見、2つ目の宮原委員からの「資料が難しいと思う。もう少し分かりやすく説明をしてほしい。」とのご意見をいただきました。

誠に申し訳ございませんでした。今後は、より聞き手の立場に立って、資料説明に努めてまいりますのでよろしくお願ひします。

つきましては、ご意見に対する回答といたしましては、「部会資料につきましては、会議開催までにお送りし、ページを申し上げた上で丁寧に説明してまいります。また、記載内容がよりイメージできるよう、イラストの活用や用語解説集を添付するなどの工夫を行ってまいります。」と私どもの決意を明記させていただきました。

次に、3つ目の寺井委員からのご意見につきまして、お答えさせていただきます。

まず、1点目ですが、一般的に、高齢者イコール支援を受ける側との先入観を持た

れやすいところでございますが、委員のご指摘にもありますように、健康で日々元気
に過ごしておられる高齢者の方もたくさんおられます。

私どもといたしましても、そういった方々に地域の活性化にお力添えをいただければ
と考えております。

このため、地域福祉の担い手の確保・育成につきましては、これまで大きな課題
の1つとして、また、今後も引き続き取り組むべき課題の1つであると認識し、本ビ
ジョンの14ページに「新たな担い手の確保・育成」を掲げております。

そして今後の取組みといたしまして、これまで年齢や性別、身体機能などの違いに
よりつながりにくかった人たちをはじめ、幅広く様々な人が参加してみたいと思う事
業展開の方策として、ICTの活用を積極的に取り組みたいと考えており、本
ビジョン21ページの「1 住民主体の地域課題の解決力強化」の「ア 地域での支
え合い、助け合いの意識づくりと活動への参加促進」の1つ目の文章に「また、IC
Tを活用するなどし、高齢者や障がい者が共に活動できる環境づくりを検討します」
を追記し、参加者の増加、新たな人材の発掘などを図り、住民主体の地域課題の解決
力の強化に取り組むことといたしました。

また、2点目についてですが、寺井委員が会長を務めておられます、鶴見区老人ク
ラブ連合会に加盟しています、地域の老人クラブの会長のなり手が加入者の高齢化な
どに伴い、年々難しくなっていることから、地域活動の一環として、老人クラブへの
新規加入者をはじめ、次世代のリーダーの育成に力添えをお願いしたいということです
が、私どもといたしましては、老人クラブの活動は、自身の存在意義を確認したり、
自己実現をはかる意味で非常に有意義なものであり、老人クラブも含めた各種団体の
組織力の向上は、各地域福祉活動を継続していく上で欠かせないものと考えております。

このため、本ビジョンの22ページの「2 地域福祉活動への多様な主体の参画と
協働の推進」の「ア 多様な主体の参画と協働」に記載しておりますとおり、「各種

地域団体や企業、NPO等、多様な主体が地域社会の将来像を共有しながら、それぞれ特性を発揮し、各地域における地域福祉活動に取り組むことができる仕組みづくりを進めます」と明記させていただきました。

裏面に行っていただきまして、4番目の綿世委員からの「子育てしやすいまちに関する意見をいたしましたが、区民にもかなり浸透しているのでそのまま継続してほしいです。」とのご意見をいたしましたが、本ビジョンの基本理念「だれもが自分らしく安心して共に暮らしきれられるまちづくり」は、本ビジョン15ページから始まる基本的な考え方 있습니다ように、前計画のビジョンの将来像「地域に住むすべての人が共に支え合い健康に安心して暮らす、子育てできるまちづくり」の理念、考え方を受け継ぎ、策定させていただいております。

また、人権尊重のまちづくりに関しましても、大変重要なものでございますので、本ビジョンでは、基本理念において「人権尊重」の視点を大切な視点の1つとして位置づけるとともに、28ページの「権利擁護支援体制の強化」に掲載しております、具体的な取組みの基礎とさせていただいております。

なお、人権尊重のまちづくりへの理解促進などの啓発に関するご意見につきましては、所管の教育担当とも共有してまいります。

「鶴見区地域保健福祉ビジョン（素案）に対する意見とその対応」についてのご説明は以上でございます。

続きまして、「鶴見区地域保健福祉ビジョン（案）」について、資料3-1に基づき、素案からの内容の変更箇所を踏まえ、全体的にご説明いたします。

なお、先ほど日下課長代理から申し上げました、文言の整理や、記載誤りの修正などといった簡易な修正箇所につきましては割愛させていただきます。

それでは、資料3-1の4ページをご覧ください。

本ビジョンの策定の背景についてでございます。

素案からの変更箇所といたしましては、一番下の行の①の「だれもが自分らしく安

心して共に暮らし続けられるまちづくり」との表記につきまして、素案では「地域に住むすべての人が共に支え合い健康に安心して暮らす、子育てできるまちづくり」と、前計画の理念を誤って記載しておりましたので、本計画の理念の内容に修正いたしました。

次に、5ページをご覧ください。

第1章、2、本ビジョンの位置づけについてでございます。

本ページについての変更箇所は特にございませんが、内容といたしましては、本ビジョンは、鶴見区将来ビジョンの地域保健福祉における、めざす将来像の実現のため、鶴見区の地域実情に応じた特色ある地域保健福祉を推進していく指針として定めるもので、大阪市地域福祉基本計画を踏襲することといたしておりますことと、施策につきましては、大阪市社会福祉協議会や鶴見区社会福祉協議会とともに、鶴見区の地域福祉を推進することといたしておりますことを記載しております。

それでは次に、6ページをご覧ください。

こちらのページにつきましても、特に変更箇所はございませんが、計画期間といたしましては、令和5年度～令和9年度までの5か年とする旨、国や本市の計画に変更が生じた場合など、必要に応じて見直しを検討する旨を記載しております。

次に、7ページをご覧ください。

第2章に移りまして、「鶴見区の地域特性と地域保健福祉の5年間の振り返り」について記載しております。

7ページ～9ページまでは変更箇所はございませんが、「1 鶴見区の地域特性」といたしまして、地域保健福祉に関するデータをグラフで表し、特徴を分析いたしております。その結果、9ページに記載しておりますように、子育て世代から高齢者世代まで、また障がいのある方が安心して生活ができるよう多様な保健・福祉の充実が引き続き必要である旨を記載しております。

次に、10ページをお開きください。

10ページ～14ページまでは、前計画の5つの基本目標ごとに、5年前に整理されました「前計画における課題」「5年間の取組内容」「今後取り組むべき課題」を、左から右に項目ごとに表記しております。

まず、5年間の取組内容の上から2つ目の②のところですが、素案では「生活支援コーディネーターとの連携」「ネットワーク委員会活動の充実」のみの記載となっていましたが、「住民主体の地域福祉ネットワーク活動推進事業」について追記いたしました。

次に、同じページの「今後取り組むべき課題」の、下から2つ目の枠の③のところですが、関係者で精査する中で、障がい者だけではなく、その家族など支援者もその対象とする必要があるのではとの考えに至り、「その家族等」という文言を追記いたしました。

11ページ、12ページは大きな変更箇所がございませんので、ご説明は省かせていただきます。

13ページをご覧ください。

「今後取り組むべき課題」の一番下の④の「ケアラーの早期発見～」につきまして、素案において記載はございませんでしたが、関係者で精査する中で、ヤングケアラーをはじめとするケアラーの対応の必要があるのではないかとの考えに至り、「ケアラーの早期発見、早期対応を図るための相談窓口の周知や関係機関の連携強化」を追加いたしました。

14ページは変更箇所がございませんので、ご説明は省かせていただきます。

次に、15ページをご覧ください。

第3章に移りまして、本ビジョンの基本的な考え方につきまして記載いたしております。

18ページまでは変更箇所はございません。

19ページも変更はございませんが、19ページの「計画の体系」にありますよう

に、基本理念といたしまして、「だれもが自分らしく安心して共に暮らし続けられるまちづくり」を設定し、基本目標といたしまして、基本目標1として「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」、基本目標2として「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」を設定しています。

なお、施策の方向性までは変更はございませんが、今後取り組むべき課題につきましては追記などをいたしておりますので、後ほどご説明いたします。

続きまして、20ページをご覧ください。

第4章に移りまして、このページの変更箇所はございませんが、「施策の方向性」「今後取り組むべき課題」「前計画からの課題」を記載しております。

今後の具体的な取組み内容は、前計画からの課題を踏まえて策定するため、前計画からの課題から今後取り組むべき課題に向けて左向きの三角形の矢印を記載しております。

施策の方向性、今後取り組むべき課題は、上位計画である大阪市の地域福祉基本計画を参考に策定しております。

21ページをご覧ください。

本ページの1つ目の変更箇所は、⑤の成果目標のところでございます。

成果目標を、「災害時に限らず日常生活の中で、住民同士のつながり、支え合いが行われていると感じる区民の割合：60%以上」に変更いたしました。

本目標値につきましては、素案では、令和3年度区民アンケート調査結果が26.4%であったことに基づき40%としていましたが、令和3年度はコロナ禍のため26.4%にとどまったことが考えられますので、コロナ禍前の平成28年度における本調査結果が51.5%であったことも踏まえ、コロナ禍前を上回る、地域の課題を自分自身の課題として捉え地域全体で解決に取り組む意識づくりができる状態が望ましい状態であると考えたことと、また、同じ調査で「あなたは現在ボランティア活動をしているか。またはボランティア活動をしてみたいと思うか。」との質問に62.

9 %の人が肯定的に回答されたこともあり、これらは地域活動に関心のある人全員が、本施策の指標の趣旨である身近な地域での「つながり」の大切さを実感できるかといった質問にも肯定的な回答をされる状態が望ましいと考えて、60 %と設定いたしました。

なお、後ほど議題にも関わってきます、運営方針における次年度の目標値としては、34.1 %を上回る40 %と設定しております。

次に、2つ目の変更箇所といたしまして、アの上から1つ目の三角印の⑥のところでございます。

担い手の育成の確保につきましての取組みですけれども、素案では、「広報活動を充実させることと、地域の実情に合った幅広い事業が展開できるよう支援すること」との記載にとどめておりましたが、先ほどの寺井委員からのご意見を踏まえ、様々な人が参加してみたいと思う事業展開の方策として、「また、ＩＣＴを活用するなどし、高齢者や障がい者が共に活動できる環境づくりを検討します」を追記いたしました。

次に、下から1つ目の三角印の③、2か所につきましては、先ほど10ページでご説明いたしましたとおりでございます。

22ページ、23ページでは変更箇所はございませんが、前回、説明が不十分でありましたので、基本目標1に係る各施策の方向性の取り組むべき課題の趣旨についてご説明いたします。

21ページの、施策の方向性「1 住民主体の地域課題の解決力強化」における今後取り組むべき課題の「ア 地域での支え合い、助け合いの意識づくりと活動への参加促進」といいますのは、あらゆる世代の住民が、身近な地域での「つながり」の大切さを実感し、地域の課題を自分自身の課題として捉え、地域全体で解決に取り組む意識づくりが必要であることと、誰もが地域の一員として、自分に合った役割を果たし活躍することができるような地域づくりを一層進めていく必要があるという趣旨で

ございます。

22ページをご覧ください。

課題の「イ 住民が主体的に地域課題を把握し解決できる体制づくり」といいますのは、地域課題やニーズについて、住民同士で共有し、話し合い、地域全体で解決に取り組むことが必要であるなどの趣旨でございます。

次に、「ウ 専門職による地域福祉活動への支援」といいますのは、住民主体の地域福祉活動を推進していくためには、福祉専門職による支援や福祉専門職との連携が必要となるなどの趣旨でございます。

次に、施策の方向性「2 地域福祉活動への多様な主体の参画と協働の推進」における課題の「ア 多様な主体の参画と協働」といいますのは、地域福祉活動の推進には、ボランティア団体、地域住民、地縁団体、行政などといった多様な主体が協働して、地域の福祉活動に継続的に取り組んでいくことが必要であることから、多様な主体の協働を推進する取組みが必要であるなどの趣旨でございます。

課題の「イ 社会資源の有効活用」といいますのは、多様な主体が活動する際には、市内の学生、人材、コミュニティ施設、空き家、空き店舗などを有効に活用することも必要であるなどの趣旨でございます。

次に、23ページをご覧ください。

施策の方向性「3 災害時等における要援護者への支援」でございます。

今後の取り組むべき課題「ア 災害時における要援護者への支援」といいますのは、大阪府北部地震の際に明らかとなりました、避難行動要支援者の安否確認の重要性を踏まえ、地域において理解の浸透を図るとともに、その手段や手順を確立することが求められるなどの趣旨でございます。

また、「イ 災害時に備えた地域におけるつながりづくり」といいますのは、実際に災害が発生したときに、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者への対応を迅速かつ的確に行うために、行政だけでなく、身近な地域の住民が、普段からそのような

人を適切に把握しておくことが必要であるというなどの趣旨でございます。

具体的な取組みといたしましては、書かれているとおりでございます。ご確認お願
いいたします。

次に、24ページをご覧ください。

基本目標2「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」でござい
ます。

このページも基本目標1と同じ建て付けとなっております。

素案からの変更箇所につきましては、施策の方向性1の⑦のところ、「今後取り組
むべき課題」の「ア 複合的な課題等を抱えた人への支援」の「①総合的な相談支援
体制の充実事業の普及促進」について、素案の段階ではなかった項目ですが、関係者
で精査する中で「つながる場」の取組みについて追加いたしました。

次に同じく施策の方向性1の⑧のところです。今後取り組むべき課題の「エ 相談
支援体制周知のための情報発信」につきまして、各分野の相談支援体制共通の課題で
あることから、新たに課題を追加いたしました。

そして施策の方向性3の⑨の一番下の行のところでございます。

今後取り組むべき課題の「ウ ケアラー支援の推進」につきまして、素案において
記載はございませんでしたが、関係者で精査する中で、ヤングケアラーをはじめとする
ケアラーの対応が必要ではないかとの考えに至り、先ほどもご説明いたしましたと
おり、「ケアラー支援の推進」を課題として新たに追加いたしました。

それでは25ページをご覧ください。

成果指標につきまして、ご説明いたします。

「地域で支援を必要としている人に必要な支援が行き届く地域社会になっていると
感じる区民の割合：40%」といたしております。

なぜ40%にしているかの説明がなかったので、ここでさせていただきます。

素案策定時点において、本指標の調査結果が存在しなかったことから、人口構成の

似ている他区の設定値を参考に40%と設定とした次第です。

ただ、この度、令和4年度区民アンケート調査において、本質問で肯定的な回答をした人が35.8%おられることが分かり、5年後の目標に近い数値ではありますが、本調査は今年度が初めての調査でもあり、推移の傾向が現段階では不明であり、どうぐらい伸びていくか読めないため、40%で設定させていただいております。

今後、調査実績に基づきまして、これより上回る目標値に修正をしていく必要があると考えております。

つづきまして、素案からの変更箇所につきましてご説明いたします。

25ページの変更箇所につきましては、アの⑩のところの「①総合的な相談支援体制の充実事業の普及促進」につきまして、素案において、この項目を掲げておりませんでしたが、「つながる場」の意義を正確に表記する必要があることから、項目を追加いたしました。

次に、26ページをご覧ください。

素案からの変更箇所といたしましては、上から3つ目の三角の⑪のところ、素案では、高齢者、認知症支援等地域住民の福祉に関する課題を解決するための相談窓口といたしまして、区社協と地域包括センターの記載にとどめておりましたが、総合相談窓口である「ブランチ」を追記いたしました。

また、③につきましては、先ほどのご説明と同じでございます。

次に27ページをご覧ください。

変更箇所といたしましては、⑫の、「エ 相談支援体制周知のための情報発信」のところでございます。

本課題は、素案において記載がございませんでしたが、先ほども申し上げましたとおり、どの相談支援体制にも共通の取組みとして周知が必要なことから、改めて追加いたしました。

次に、最後の施策の方向性となります、28ページをご覧ください。

本ページの変更箇所でございますが、⑬のところ、課題の「ウ ケアラー支援の推進」でございます。こちらは先ほど説明させていただいたとおりでございます。

基本目標 2 につきましても、同じく前回の説明が不十分でありましたので、各施策の方向性に係る取り組むべき課題の趣旨についてご説明いたします。

25 ページをご覧ください。

施策の方向性「1 相談支援体制の充実」における課題の「ア 複合的な課題等を抱えた人への支援」といいますのは、少子高齢化、単身世帯の増加、地縁・血縁の希薄化などが進み、福祉課題が一層複雑化・多様化・深刻化する中、複合的な課題を抱えた個人や世帯では、既存の仕組みだけでは解決できない問題が生じているという現状を踏まえ、施策分野を横断的かつ包括的に相談・支援を行う、相談支援体制の充実が必要であるなどの趣旨でございます。

次に、26 ページをご覧ください。

同じく課題の「イ 相談支援体制を支える人材の育成・確保」といいますのは、複合的な課題を抱えた人を包括的に支援する相談支援機関や区保健福祉センターの職員に対し、相談支援のノウハウなどスキルアップのための研修などの取組みが必要ということでございます。

次に、27 ページをご覧ください。

課題の「ウ 社会参加に向けた支援」といいますのは、複合的な課題を抱えた人の支援に関しては、社会とのつながりの回復や社会活動への参加の機会も必要であるなどの趣旨でございます。

課題の「エ 相談支援体制周知のための情報発信」といいますのは、相談支援体制の周知を図るため、更なる情報発信を行う必要があるなどの趣旨でございます。

次に、施策の方向性「2 地域における見守り活動の充実」における課題「ア 見守り活動の活発化による地域住民の顔の見える関係づくり」といいますのは、単身世帯の増加や町会などによる地縁関係の希薄化が急速に進む中、社会的孤立の防止や日

頃の見守り活動の活発化に努め、地域住民の顔の見える関係づくりを行う必要がある等の趣旨でございます。

次に、最後の施策の方向性となります、28ページをご覧ください。

「3 権利擁護支援体制の強化」でございます。

課題の「ア 虐待防止の取組みの推進」といいますのは、個人の尊厳を冒す重大な権利侵害である虐待の防止及び早期発見・対応の取組みは、安心安全な生活を守るしくみとして不可欠であることから、引き続き確実に進めていく必要がある等の趣旨でございます。

課題の「イ 成年後見制度の利用促進」といいますのは、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の人々が地域において安心して自立した生活を送るために、判断能力の程度や生活の状況を踏まえた多様な支援が求められており、成年後見制度や日常生活自立支援事業を中心とする権利擁護支援の枠組みを各地域で整備することが必要である等の趣旨でございます。

最後に29ページをご覧ください。

本ビジョンの実現に向けた基本的な考え方といたしまして、3点記載しております。

素案からの変更箇所は特にございませんので、説明は省かせていただきます。

なお、修正後の浄書版といたしましては、資料1とさせていただいております。

以上で、議題1のご説明を終わらせていただきます。

○綿世副部会長 今の内容、説明を聞きましたけど、これに対して意見とかございましたら。

では私から。

ここに書いている資料の内容と説明内容というのが全く別の内容になっており、その資料もほしかったです。

○寺井委員 私も一緒です。

○綿世副部会長 読んでいる分とね。

○寺井委員 読んでいるのと、これ、資料が全然違う。

○綿世副部会長 全然違う内容を読んでおられる。当然、この書いている部分の説明をしておられますが、それを資料としていただきたかった。

あと、13ページ以降、ケアラーとの記載があります。ヤングケアラーとの記載では問題があるのか。

普通に考えたら、ケアラーとは歳を重ねておられ、単なる自分の家族の介護をしているとか、支援をしている人たちのことであって、ヤングというのは、小・中学生とか高校生ぐらいが、本来、勉強しないといけないものの、これから将来の日本を担つていってくれるはずの子どもたちが自分の勉強もできない状態になり、介護しないといけないとか、世話しないといけない。そういうことが本来の僕らが気にするケアラーとヤングケアラーの違いかなと思っています。大人になっている方が介護していることは当然ではないのかなと思います。仮に自分がしんどかったら、それを地域や役所に言い、助けてと伝えればいいだけのことで、それを大人と子どもを同等に考えるべきじゃないと思う。

以上です。どうです。

○日下保健福祉課福祉担当課長代理 日下でございます。

綿世委員のおっしゃることはすごくよく分かるんですけども、やはり今、もちろんヤングケアラーというのはすごく取り沙汰されていまして、皆さんで考えていかなといけないことではあるとは思うんですけども、ただ、ケアラーと言いますのは、やっぱり介護しているという面では、年齢が高くても同じ大変さというはあると思いますので、そこの方々に対して福祉の面を入れるというのは、やっぱり必要なことかなと思いましたので、ヤングケアラーだけに限らず、ケアラーという形で今回、書かせていただきました。

○宮原委員 現実、茨田東地域では、周りには高齢者が多く、おばあちゃんの世話をされている中学生の子がいらっしゃるんですよ。お母さんが不在で、おばあちゃん

に見てもらってる生徒さんがいらっしゃるんですけども、ご近所や周りでちょっと助け合ってくれているということがあります。その生徒は遅刻しがちであったり、遠足のときもお弁当を作るのはおばあちゃんなので、おばあちゃんが出来なかつたら、ご近所の方がっていうところも含め2所帯ぐらいあったんですよ。それでもみんな何も言わずに、ご近所で助け合ってやってくれているっていうことやご近所で見守っていただいているということが現実にあるんですよ。どこまで私たちが入り込んでいいのかっていうことや、やっぱりシャットアウトされたらそれ以上入って行けないこともあります。気にはなっているんですよ。学校の先生も、それを知っているのか知らないのか、ちょっと困っている。でも、みんな人にそれを言いふらすとかもなくて、地域で守っておられる。そういう方が2件ほどあったんですけども、1件はすでにお引越しされたんですけども、あと1所帯いらっしゃいます。そういうことがあるんですけど、そこはもうみんな黙っておこうねという感じで、広げると大変なことになるんで、というのがあるので、どこまで私たちが入っていいのかっていうこともあるんですよ、実際のところ。そういうのはどうしたらいいのかってなってくると、子どもたちもそれを見られたくない、言われたくないっていうのがあるので、それは見守っていこうねという私たちの約束の下なんんですけども。繰り返しになりますが、私たちはどこまで入って行ったらいいのか分からないし、結局、社協とか包括に相談に行くにあたっては、年齢的に、高齢者は相談に行けるけれども、子どもたちがどこに行ったらいいのか、そのところを教えていただけたらありがたいなと思うんですけど。

○浅田子育て支援・保健担当課長 子育て支援・保健担当課長の浅田です。

先ほど、綿世会長もおっしゃられたように、今すごくヤングケアラーということがいろんなところで見聞きするようになったと思います。今日は教育担当の職員が来ていてませんので詳細は分かりかねますが、今年度から学校にスクールカウンセラーを増員しており、学校では、まず、いろいろな子どもの相談を聞くこととなっています。今まででは学校に来れないとか、いじめの話とかが中心だったんですけど、できるだけ

家庭環境にも踏み込んで、カウンセラーの方に相談できる体制を学校の先生も研修を受けて、そういうヤングケアラーを正しく知る、子どもたちが相談しやすい環境をつくるっていうふうに取り組んでいただいている。そこにいわゆる相談があって、本当にヤングケアラーだということが分かれば、福祉的な支援につないでいける場を今持っているところです。

さらに、来年度もスクールカウンセラーの更なる増強であったり、そういった家庭への家事サービスの支援も含めて今後やっていくという話が出てきています。

宮原委員がおっしゃっていただきましたように、子どもは学校にまず相談をしていただくのが一番、でも、学校には言いたくない子どももいると思うんです。そういう場合は、例えば、周りの方々がヤングケアラーと思われた場合は、窓口が鶴見区役所の子育て支援担当になりますので、そちらに情報提供いただきましたら、関係機関と協議していけるかなというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○宮原委員 ありがとうございます。

○綿世副部会長 それでいいですか。

意見が終わりのようですので、そしたら、議題のほうです。「議題2 鶴見区将来ビジョン（案）」について、説明お願ひします。

○仲田総務課担当係長 総務課の仲田と申します。

私からは、「議題2 鶴見区将来ビジョン（案）について」ご説明いたします。

事前に送付させていただきました、資料4をご用意いただけますでしょうか。

まず、この資料に関する説明の前に、簡単ではございますが、この間の経過などについて、ご説明をいたします。

鶴見区将来ビジョンの策定につきましては、8月の第1回各部会及び10月の第1回全体会にて「鶴見区将来ビジョンの方向性」についてご説明をさせていただきました。続いて、11月～12月にかけての第2回各部会でも、「鶴見区将来ビジョン（素案）」についてご説明させていただき、委員の皆様から、ご意見を賜ってきた次

第でございます。

今回、お示しする内容につきましては案と書いております。これらにつきましては、この間の意見などを踏まえたものとしております。

なお、この後に続く、議題3の「令和5年度鶴見区運営方針（案）」につきましても、これまでの区政会議での委員からのご意見などを踏まえた上で策定しております。

これまでいただいたご意見、その意見に対する区役所の対応などにつきましては、まとめて3月開催予定の第2回全体会にて、区政会議委員の皆様にお示しした上で、共有等させていただく予定です。

繰り返しになりますが、この議題2の「鶴見区将来ビジョン（案）」につきましては、11月～12月にかけての第2回各部会にて、「素案」をお示ししております。

素案から今回の案にかけて、変更箇所が非常に少なくなっています。また、重複部分が多いことから、私からの説明につきましては、素案から案への変更点のみとさせていただきます。ご了承ください。

前置きが長くなりましたが、その変更点をご説明させていただきます。

資料右上にページ番号を附番しておりますので、まずは10ページをご覧いただけますでしょうか。

この10ページにつきましては、「この5年間（2018～2022）の振り返り（まとめ）」部分というものに当たります。

この振り返りの際に5つの項目を掲載しております。

上から2つ目をご覧いただけますでしょうか。確認させてもらいます。

「各種施策・取組みについては、概ね想定どおり進捗していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大のため、多くの取組みが中止や変更を余儀なくされ、一部の計画・目標には未達となったものがあります」としております。

この内容につきましては、いわゆるP D C Aサイクルでの、C、チェックということで、「評価」部分に当たります。その評価内容を踏まえまして、続く3つ目、4つ

目、5つ目の項目は、「課題」に該当する内容としております。

一つ一つ、確認をさせていただきます。

まず、上から3つ目です。

「達成したものについては、引き続き課題解決に向けた施策を展開することとし、また未達成のものについては、原因を探求したうえで課題を設定し、改善策を検討していくといったP D C Aサイクルの徹底を図っていく必要があります。」としています。

4つ目でございます。

「とりわけ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が大きかったものについては、従来の取組みに拘ることなく、ウィズコロナにおいても実施できる具体的な取組みを模索・実践していく必要があります」としております。

この案では、4つ目の結びの言葉として、「模索・実践していく必要があります。」と書いておりますが、素案の段階では、「模索・実践していくこととします。」としておりました。それを若干、文言の修正をしているということです。

いわば、3つ目～5つ目までにつきましては、「課題」と位置付けるべく、結びの言葉を、それぞれ「必要がある」ということでまとめております。

5つ目につきましては「また、これからの中5年間の区将来ビジョン策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る感染状況も含めた環境変化への対応を整理する必要があります」と、要は3つ目～5つ目、必要があるということで、課題的なニュアンスに変えているということでございます。

続いて、11ページをご覧いただけますでしょうか。

この11ページにつきましては、今後5年間、これからの中5年間に向けての基本的な考え方になります。

10ページ～11ページにかけて、つながりが良くなるように、この11ページでは、幾つかの項目の追記をしております。

大きく分けて、項目が4つございますが、素案の段階では、1つ目と3つ目だけでございました。それを今回の案では、2つ目と4つ目の項目を新たに追記いたしました。

要は先ほどご確認いただいた10ページでは、3つの課題を設定していましたが、それに対応する記載内容、つまり「課題」に対する「対応方針」も、本来であれば、3つ書くべきでしたが、2つにとどまっていたために、その課題に対応する、漏れていた内容を1つ追記したということでございます。それが2つ目の部分でございます。確認したいと思います。

「とりわけ、ウィズコロナにおいても実施できる具体的な取組みに係る模索・実践については、各種事業の特性等をはじめ、取り巻く環境や実情を踏まえたうえで、効果的な方策を検討し、実施していきます。」としています。

この内容は、先ほどの10ページ、上から4つ目の「課題」である「従来の取組みに拘ることなく、ウィズコロナにおいても実施できる具体的な取組みを模索・実践していく必要があります。」に対応する内容としております。

続いて、新たに追記した、4つ目の項目をご覧ください。読み上げます。

「なかでも、2030年までを目途とする持続可能な開発目標、いわゆるSDGsは、行政が進めているさまざまな取組みとも密接な関わりがあるため、本市においても、SDGsの達成に向けた取組みの推進、SDGsの理念の普及や理解の促進に努めています。鶴見区としても従来の4つの柱とは別に、SDGsの理念を念頭にした柱を新たに掲げ、積極的に取り組んでいきます。」しております。

来年度を始期とする、「鶴見区将来ビジョン」では、新たな「柱」として、SDGsに係る内容を掲げております。

新たな「柱」を掲げるに当たって、SDGsに係る内容につきましては、素案の段階では、3つ目の項目の「例」の中の一文のみの記載でした。

より詳細に、新たな柱に掲げる理由を明記すべきという考え方から、4つ目のこの項

目を追記したところでございます。

繰り返しになりますが、10ページ～11ページにかけて、つながりがスムーズになるよう、記載内容を工夫した次第です。

続きまして、18ページをご覧いただけますでしょうか。

こちらの鶴見区将来ビジョン2023～2027の全体像というページに当たります。

素案の段階では、1つ目の柱「つながる・支えあう」では、施策展開の方向性を2つ設定しておりましたが、その後に続く、「施策」内容が未定稿でしたので、今回、新たに設定をしております。

その内容につきましては、先ほどの議題1にて、ご説明させていただきました、「鶴見区地域保健福祉ビジョン」の18ページ目あたりから、2つの「施策」内容を転記しております。

「施策展開の方向性」の1つ目である、「気にかける・つながる・支え合う地域づくり」につきましては、その施策といたしまして、「人と人とのつながりにおいて、お互いが配慮し存在を認め合い、支え合うことで、地域で孤立せずその人らしい生活を送ることができるような、『気にかける・つながる・支え合う地域づくり』を進めます」という施策をしております。

続いて、「施策展開の方向性」の2つ目でございます、「だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり」、この施策につきましては、「支援を必要とするすべての人に必要な支援が行き届く地域社会の実現に向けて、生活の場である地域を基盤として、『だれでも・いつでも・なんでも言える相談支援体制づくり』をめざします。」としております。

この2つの「施策」の内容につきましては、素案の段階では、複数ページにわたってそれぞれ未定稿でしたが、これらの内容にした上で、該当ページに新たに追記をしております。

続きまして、23ページをご覧いただけますでしょうか。

23ページ以降につきましては、「施策毎の主な取組み」に当たるページです。

素案の段階では、「主な取組み（予定）」を項目出しあはしておりましたが、それに対応する写真が未掲載でしたので、今回、案の段階では、取組みを代表するような、イメージのつきやすい写真を掲載しております。

1つ目の取組み、「1 地域福祉力の向上」に係る取組みでは、「つなげ隊への研修」を写真として載せております。

2つ目、「2 地域活動協議会による自律的な地域運営の促進」の取組みでは、「地域住民による見守り活動」に係る写真を掲載しています。

3つ目、「3 健康増進意識の向上」に係る取組みでは、「健康まつり・食育フェスタ」の写真を。

4つ目、「4 相談支援体制の充実」に係る取組みでは、「つながる場の開催」を写真に掲載した上で、取組み内容がイメージつきやすいよう、工夫をしているところでございます。

続いて、24ページをご覧いただけますでしょうか。

ここは、地域保健福祉部会が所掌する分野ではございませんが、23ページ同様、写真を新たに掲載しておりますので、確認したいと思います。

24ページにつきましては、「防災・防犯部会」が所掌する分野になります。

取組み1つ目、「防災意識の向上（自助）」に係る写真につきましては、「安全・安心フェスタ」を掲載しているところでございます。

2つ目、「2 地域防災・減災力の向上（共助）」に係る取組みでは、「防災訓練」の写真を掲載しております。

3つ目、「3 区災害対策機能の強化（公助）」につきましては、「震災総合訓練」の写真を掲載しております。

4つ目、「4 地域・関係機関と連携した防犯対策」に係る取組みでは、「防犯一

齊行動」に係る写真を。

5つ目、「5 地域・関係機関と連携した交通安全対策」に係る取組みでは、「放置自転車追放啓発活動」に係る写真を掲載して、イメージがつきやすいようにしております。

続いて、25ページをご覧いただけますでしょうか。

25ページにつきましては、「こども教育部会」が所掌する分野になります。

取組み1つ目、「切れ目のない子育て施策の推進」の取組みでは、「つるみつ子ルーム」に来られた方の写真。

2つ目、「2 児童虐待防止対策」に係る取組みでは、「児童虐待防止啓発」のポスター。

3つ目、「3 こどもに寄りそう事業」につきましては、「子どもの居場所づくり」に係るポスター。

4つ目、「4 生涯学習の推進」では、「生涯学習ルームフェスティバル」の写真。

5つ目、「5 人権教育の推進」に係る取組みでは、「人権啓発推進セミナー」の写真を。

6つ目、「6 学校教育の支援」に係る取組みでは、「夢・未来創造事業」の写真を掲載しております。

続いて、26ページをご覧いただけますでしょうか。

26ページと27ページは、特定の部会が所掌する分野ではございませんが、確認をさせていただきたいと思います。

柱4つ目、「聴く・伝える」に係る取組みは2つございます。

取組み1つ目、「区民が必要としている区政情報の発信」では、「各種広報媒体を活用した情報発信」の写真を。

2つ目、「2 多様な区民ニーズの把握」に係る取組みでは、この「区政会議の開催」の風景を写真として載せております。

続いて、27ページをご覧ください。

柱5つ目、「共に生きる」に係る取組みでは、運営方針上では1つになるんすけれども、取組みが1つ、写真が1つでは、やや物足りない感があるため、あえて深堀した、詳細な取組みを3つ掲載しております。

取組み1つ目、「SDGsの推進」では、これは今年度の榎本幼稚園の園児に対して、住みます芸人さんが、SDGsの周知・啓発をしている写真を掲載しています。

2つ目、「2 花と緑豊かな環境の推進」では、区役所前にある花壇と種から育てる地域の花づくり活動に従事いただく方の写真。

3つ目、「3 環境についてのまなび」では、環境局との連携事業として、今年度にイオンモールの前に展示いたしました、燃料電池自動車の写真をそれぞれ掲載しております。

写真掲載に係るものについては以上でございます。

続いて28ページをご覧いただけますでしょうか。参考といたしまして、成果指標の項目になっております。

鶴見区将来ビジョンの柱1～5に基づく、各種施策に係る中期の成果指標と目標値を一覧にしたものになります。

素案の段階では、柱1つ目に基づく、4つの指標・目標値が未定稿でしたが、今回の案では、すべての項目を設定しております。

特に柱1つ目の上から1つ目と4つ目につきましては、先ほど木田係長から、数値の考え方等についてご説明をさせていただいた次第でございます。

「議題2 鶴見区将来ビジョン（案）」に関する説明は以上でございますが、本件につきましては、別途、補足事項がございます。

その補足事項につきましては、机上配付している資料をもとに、議題3の終了後、最後の段階で、まとめて事務局からの事務連絡としてお伝えをさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○綿世副部会長 分かりました。ありがとうございます。

今の内容、皆さん聞きましたように、何か質問とかございますかね。

一個だけお聞きします。SDGsの分で1から17まであると聞いているけれども、今のこの資料に載ってる分で言ったら、1、2、3、4があって、10、11があつて、16、17、その間の抜けてる部分があります。SDGsにある17つの目標に関する取組み全部をしなくてもよいといったことですか。

SDGsを聞いていると、それはすでに皆さんのがやっていることですよっていうことなので、確認させていただいた次第です。

○仲田総務課担当係長 これまでと同じ説明になってしまいますが、鶴見区役所に限らず、行政が行なっております業務は、何らかの形で17すべてのゴールと関わりがあります。ただ、その市町村、局、区、課によって取り組めるゴールが違います。そのため、運営方針や将来ビジョンにおいて、各取組みを代表するゴールを示させていただいております。

1つのゴールにおいても見方を変えると、複数のゴールが関係しあっていることがあります。

例えば、ある製品のリサイクルに取り組む為には、新規で製作するより水が大量に必要となるなど、片方から見るだけではなく他方から見て進めていかないといけないと考えます。

もちろん17のゴールすべてにおいて取り組むことが理想ですが、例えば、「ゴール6 安全な水とトイレを世界中に」を区役所単体で取り組むことは難しいと思っております。

まずは、いま地域で取り組んでいただいている取組みがどんなゴールに関わっているのか理解をしたうえで取り組んでいただければありがたいです。

このSDGsは、みなさまご存じのとおり広く深いもので、これから色々な世代の皆さんへどういった形で周知・啓発をしていくかが課題と考えております。

○綿世副部会長 1から17を全部しなければならないといったことではないということですね。

○仲田総務課担当係長 そうですね。

○綿世副部会長 それならいいんです。

また、SDGsに関しては話題が高まっていますよね。ただ、説明を聞いていると
きも、何がそれに当たるのかピンと来ないし、聞いたら僕らのやっていることがそれ
になりますって言われていても、それもピンと来ないし。ただ、その辺であえてなに
か掘り下げていて、なにか意味があるのかなっていうふうに考えましたので、それだ
けです。

○仲田総務課担当係長 それにつきましては、先ほどの柱の5つ目で新しく項目出
しをした内容に紐づくことになるんですけども、やはりこれからはどうしてもこう
やってSDGsに関する取組みもますます注目されていくことが見込まれますので、
27ページに書いていますとおり、我々としても、SDGsの推進に向けて地域と一緒に
取り組んでいければなと考えている次第でございます。

○綿世副部会長 分かりました。

ほかにないようでしたら、次の議題、3番目、「令和5年度鶴見区運営方針
(案)」についてです。また、説明を区役所からお願ひいたします。

○木田保健福祉課担当係長 お待たせして、すみません。お手元の資料6の3ペー
ジをご覧ください。

まず、施策1-1の変更点といたしましては、中段②目標値・実績値の表の上段の
目標の①でございます。

成果指標①の令和5年度の目標値及び令和9年度の目標値につきまして、先ほども
ご説明させていただいたとおりですけれども、素案では、令和5年度の目標値を3
0%以上、令和9年度の目標値を40%以上といたしておりましたところ、案では、
令和5年度の目標値を40%以上、令和9年度の目標値を60%以上に変更いたしま

した。

変更理由といたしましては、先ほどご説明いたしましたので、割愛させていただきます。併せて、7ページの施策1-2の②の目標値ですが、議題1でご説明いたしましたとおり、素案から変更を行わず、令和5年度は30%以上、令和9年度は40%以上といたしております。

保健福祉課の高齢者支援担当からは以上となります。

○當麻保健福祉課担当係長 引き続き、健康福利担当の當麻と申します。私から変更点について説明させていただきます。念のため、今、見ていただいている資料6、「令和5年度鶴見区運営方針（案）」というものが、修正後の内容になっていますので、それをベースに今、説明させてもらっております。

私からは、6ページになります。

こちらの「単年度計画・目標・実績」ということで、「具体的取組1-1-3【健康増進意識の向上】」のページになっておりまして、その下の四角の「④ 当年度の取組内容（予定）」というところで、1つ目のレ点の「区民の自主的な健康づくりを進めるための取組み」の一番下に書かせてもらっております、「百歳体操などの地域・関係機関等による健康づくり活動の継続実施に向けた支援」という表現と変更をさせてもらっております。修正前につきましては、ここは2行書きをさせてもらつておりました。内容としましては、「百歳体操の継続実施に向けた支援」、これを1点目と、もう1点が、「地域関係機関等と協働で健康づくりを実践できる場の提供」ということで、2段書きにさせていただいていました。内容の目的、趣旨につきまして、地域での活動を担う人材の育成支援を行うという点では、同系統の内容の表記ということでしたので、これを1つの内容にまとめさせていただいた結果、ここに記載させていただいております、「百歳体操などの地域・関係機関等による健康づくり活動の継続実施に向けた支援」と、簡素にまとめさせていただいた表記となっております。

私のほうからは以上です。

○仲田総務課担当係長 最後は私から、28ページをご覧いただけますでしょうか。

こちらにつきましては、先ほど来、私からもご説明させていただいていますとおり、地域保健福祉部会が所掌する分野ではございませんが、変更がございましたので、ご報告させていただきます。

施策5－1の「①成果指標（中期）」という部分でございます。

こちらにつきましては、区民アンケートで「日頃から意識してSDGsに取り組んでいる」と回答した区民の割合、こちらにつきましては、指標は素案とは同じ内容になっていますが、②の目標値が未設定でございました。その際、令和4年度の値が分からなかつたがために、目標値を未設定としていましたが、先般、令和4年度の実績値、速報値になりますが、71%という数字が明らかになりましたので、令和5年度の目標値を73%、令和9年度の目標値を80%以上と設定した次第でございます。

運営方針の素案から案への変更点は以上になりますが、参考資料として、資料7や資料8を添付しております。もしも時間のある際で結構でございますので、また、ご確認いただければ幸いでございます。

議題3につきましては、以上でございます。

○綿世副部会長 ありがとうございます。

この今の分ですけれども、皆さん、何か質問とかあるでしょうか。

○寺井委員 説明の際、マスクがなかつたらよく聞こえるけれど、マスクをしているためにどうも聞きづらい人もいます。

また、この資料、1週間ぐらい前に郵送で届き、31日に持ってきてくれと、併せて前の資料も持ってきてくださいということで、これも事前に勉強しなくては思い、丸1日かけて読んでいると、同じ内容になっている資料があることに気づいたんです。さきほどの説明を聞いていたら、その資料に関する説明がないから、これを全部読む必要があると思っています。これとこれとは一緒ですよと、ただし、この違いがこち

らの何ページに載っているんですよ、と事前に言ってくださったら、簡単にすんだかもしぬない。区役所から説明されるとき、一生懸命探しているんですが、探している間に何ページ、何ページとページは合っているが、言っておられることが違うから無駄な勉強をしているみたいに思いました。だから、部会長が言われたように、特に区役所が口頭にて説明される重要な箇所を予め示していかないと、2度手間、3度手間みたいなことになってしまふので、一つお願ひしたいと思います。

以上です。

○綿世副部会長 はい、分かりました。ありがとうございます。

あとはよろしいですか。それでしたら、その他の説明お願ひします。

○仲田総務課担当係長 お忙しい中、申し訳ございません。

最後に事務局から3点、事務連絡をさせていただきます。

まず1点目でございます。

事前に、お手元にお配りしております、1枚物の資料で、返信用封筒でクリップ留めしている分でございます。「令和4年度 鶴見区区政会議 第2回全体会 日程調整表」というものでございます。

3月中旬から下旬にかけて、第2回目の全体会を開催する予定でございます。日程を調整するため、3月16日～3月29日までで、ご都合の悪い日に「×」をつけた上で、返信用封筒にて、2月3日までにポストに投函していただきますようお願ひいたします。

もしも、本日中に記入ができるようであれば、この後の「勉強会・意見交換会」終了後に、職員に渡していただいても結構です。よろしくお願ひします。

続いて、2点目でございます。

議題2にて、少し触れさせていただいた内容であります、こちらも事前に、お手元にお配りしております、2枚物の資料で、返信用封筒にてクリップ留めしている、「鶴見区将来ビジョン（案）に関するご意見などについて」という資料でございます。

まず、こちらについてご説明をさせてもらいます。

令和5年4月に策定予定の「鶴見区将来ビジョン」につきましては、今年度、区政会議にて、今回を含めて計4回にわたってご説明をさせていただきました。

4月には、ホームページにて「鶴見区将来ビジョン」を公表する予定ですが、それまでの間、2月13日～3月13日にかけて、「パブリック・コメント」というものを実施いたします。

その「パブリック・コメント」とは、※印で書いておりますが、本市の計画などの策定過程において、案の段階で広く公表し、市民などからの意見・提言を求め、寄せられた意見などに対する本市の考え方を明らかにするとともに、有益な意見などを考慮して、本市としての意思決定を行う仕組みをいう、ということです。

要は1か月間かけて、多くの方に「鶴見区将来ビジョン（案）」についてご意見はありませんかという周知をさせていただくということでございます。

その後、3月中旬～下旬にかけて、鶴見区の区政会議全体会を開催し、「『鶴見区将来ビジョン（案）』にかかる意見とその対応等について」や「パブリック・コメントでの意見や当該意見に対する区役所の見解等」について、ご報告をさせていただく予定です。

これまで、区政会議委員の皆様からは「鶴見区将来ビジョン」に関するご意見をいろいろと賜ってまいりましたが、当該ご意見については、主に各部会が所掌する分野に限定をしておりました。

今後、パブリック・コメントを実施し、多くの方にご意見を求めるに当たって、区政会議委員の皆様にも、改めて「鶴見区将来ビジョン（案）」に関するご意見があるようであれば、お聞かせいただきたいと考えています。ご意見につきましては、各部会が所掌する分野以外の内容でも結構でございます。

ご意見がもしもある場合は、お手元の資料について、2月8日の水曜までに、返信用封筒により郵送いただきますようお願いいたします。

なお、先ほど1点目の日程調整表については、必ずご提出をお願いするのですが、この意見などにつきましては、任意でございます。意見がある場合のみ、2枚目の書類に記載をいただいたポストインをしていただくということでございます。

最後、3点目でございます。

8月以降、区政会議委員の皆様にアンケートのご依頼をさせていただきました。ご回答いただきまして、ありがとうございました。

遅くなりましたが、アンケートを集計した結果をとりまとめましたので、配付をいたします。その結果について、また、ご自宅でご確認いただければと考えております。私からは、以上でございます。

○更家市民協働課担当係長 何かご質問等ございますでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、長々と、今回かなりボリュームのある、今回お話でしたので、ちょっと説明が分かりづらいところもあったかと思います。今後の参考にさせていただきまして、改善していきたいと思います。よろしくお願いします。

会長から閉会の一言をお願いします。

○綿世副部会長 本日、皆さんからの貴重な意見、ありがとうございました。

その会の中でも一応、私のから言わせてもらったように、区役所で説明してもらえるときには、こちらが聞いても分かる状態をつくってもらいたい。説明する内容が事前に郵送いただいている資料と違うようなことを言うっていうときは、その資料もプラスでもらいたいなと感じましたので、その辺だけよろしくお願いしまして、今日、区政会議の部会のほうは終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会 19時53分